

土浦市告示第 173 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により，都市計画を変更したので，同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により，次のとおり告示し，同条第 2 項の規定により，当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 23 年 8 月 22 日

土浦市長 中川 清



- 1 都市計画の種類
種別 用途地域
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 土浦市
 - ア 第一種低層住居専用地域
 - (ア) 削除する部分
上高津新町の一部
 - (イ) 追加する部分
上高津新町の一部
 - (ウ) (イ)に係る規制の内容
建ぺい率 50% 以下，容積率 100% 以下
 - イ 第一種住居地域
 - (ア) 追加する部分
上高津新町の一部
 - (イ) (ア)に係る規制の内容
建ぺい率 60% 以下，容積率 200% 以下
 - ウ 近隣商業地域
 - (ア) 追加する部分
上高津，下高津四丁目の各一部
 - (イ) (ア)に係る規制の内容
建ぺい率 80% 以下，容積率 200% 以下
 - エ 工業専用地域
 - (ア) 追加する部分
本郷，沢辺の各一部
 - (イ) (ア)に係る規制の内容
建ぺい率 60% 以下，容積率 200% 以下
- 3 都市計画の縦覧場所
土浦市都市整備部都市計画課